特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
15	母子保健に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

北栄町は、母子保健に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱にあたり特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

鳥取県北栄町長

公表日

令和3年9月1日

[平成31年1月 様式2]

I 関連情報

1						
①事務の名称 母子保健に関する事務						
②事務の概要	母子保健法に基づき、母子健康手帳の交付、新生児等の訪問指導や健康診査等、母性並びに乳幼児の健康保持及び健康増進に関する施策を実施するための事務である。母子保健法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規程に従い、特定個人情報ファイルを次の事務において利用する。①保健指導の実施②新生児の訪問指導の実施③健康診査の実施④妊娠届の受理⑤母子健康手帳の交付⑥妊産婦の訪問指導⑦で低体重児届の届け出⑧未熟児の訪問指導の実施 ⑨養育医療の給付、費用の支給、徴収に関する事務なお、他の市区町村への情報照会に基づく情報提供のため、情報提供ネットワークに接続し、中間サーバー、情報提供ネットワークを利用し事務を行う。					
③システムの名称	健康管理システム、統合宛名システム、中間サーバー・ソフトウエア					
2. 特定個人情報ファイル名						
健康増進ファイル、宛名情報ファイル						
3. 個人番号の利用						
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一 49の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定 める事務を定める命令第40号					
4. 情報提供ネットワークシステムに	220 2000 0000					
①実施の有無	<選択肢>(選択肢>(実施する)(主) 実施しない(3) 未定					
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) : (26、56の2、87の項) (別表2における情報照会の根拠) : (70の項) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (別表第二における情報提供の根拠) : 第19条、第30条、第44条) (別表2における情報照会の根拠) : (第39条)					
5. 評価実施機関における担当部署						
①部署	健康推進課					
②所属長の役職名	健康推進課長					
6. 他の評価実施機関						
なし						
7. 特定個人情報の開示・訂正・利	用停止請求					
請求先	北栄町総務課 〒689-2292 鳥取県東伯郡北栄町由良宿 423番地1 TEL:0858-37-3111					
8. 特定個人情報ファイルの取扱い	に関する問合せ					
連絡先	北栄町総務課 〒689-2292 鳥取県東伯郡北栄町由良宿 423番地1 TEL:0858-37-3111					

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1,000人以上1万人未満]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人未満(任意実施) 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点					
2. 取扱者数							
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か	令和3	年4月1日 時点				
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価	画書の種類				
	項目評価書] は、それぞれ <u>፤</u>	重点項目評価書又は	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び 3) 基礎項目評価書及び 3) 基礎項目評価書及び 全項目評価書において、リスク	全項目評価書
2. 特定個人情報の入手(情報提供	ネットワークシ	ステムを通し	た入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対 策は十分か	[+:	分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている	
3. 特定個人情報の使用					
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[+:	分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[+:	分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
4. 特定個人情報ファイルの取扱い	の委託			[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスク への対策は十分か	[+:	分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や	情報提供ネットワ	リークシステム	*を通じた提供を除く。]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへ の対策は十分か	[+:	分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
6. 情報提供ネットワークシステムと	の接続		[]	接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対 策は十分か	[+:	分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている <選択肢>	
不正な提供が行われるリスクへの対策 は十分か	[+:	分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている	
7. 特定個人情報の保管・消去					
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[+:	分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている	
8. 監査					
実施の有無	[〇] 自己点	検	[〇] 内部監査	[] 外部監	
9. 従業者に対する教育・啓発					
従業者に対する教育・啓発	[十分に	二行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行って2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	

変更箇所

支 史自用								
変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明			
令和3年9月1日	I-4-②	・番号法第19条第7号及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) :(26,56の2、87の項) (別表2における情報照会の根拠) :(70の項) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び 情報を定める命令 (別表第二における情報提供の根拠) :第19条、第30条、第44条) (別表2における情報照会の根拠) :(第39条)	・番号法第19条第8号及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) :(26,56の2,87の項) (別表2における情報照会の根拠) :(70の項) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (別表第二における情報提供の根拠) :第19条、第30条、第44条) (別表2における情報照会の根拠) :(第39条)	事後				